

“健康職場 つくる まもるは みんなが主役”（期間：10月1日～7日 準備期間：9月）

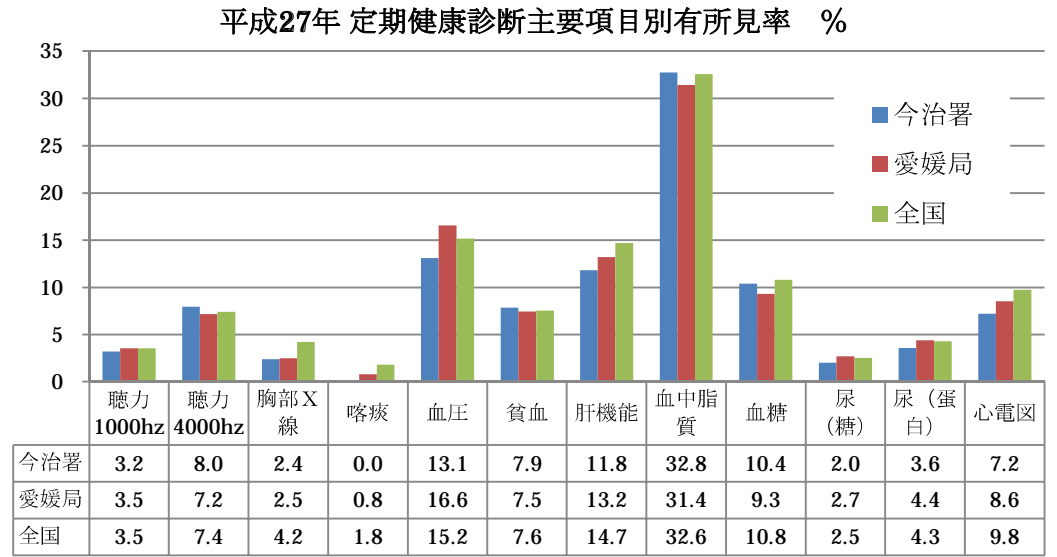
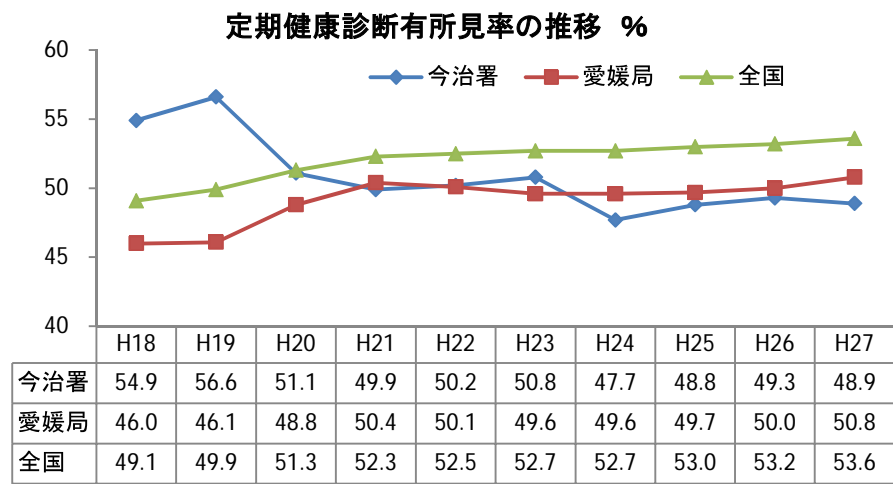
「全国労働衛生週間」の取組みを展開し、労働衛生管理活動の一層の推進を図りましょう。

今治労働基準監督署

9月1日～30日を準備期間、10月1日～7日を本週間として「全国労働衛生週間」が“健康職場 つくる まもるは みんなが主役”をスローガンとして全国一斉に取り組まれます。

ストレスチェック制度、化学物質に関するリスクアセスメントの着実な実施。受動喫煙防止対策、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策の推進。作業管理・作業環境管理・健康管理（労働衛生3管理）の推進。作業の特性に応じた、粉じん、騒音、腰痛症、熱中症、化学物質、薬傷・やけど等に対する対策など、この週間を契機に活動の一層の推進と、労働衛生意識の高揚を図って下さい。

定期健康診断結果による有所見者の状況について



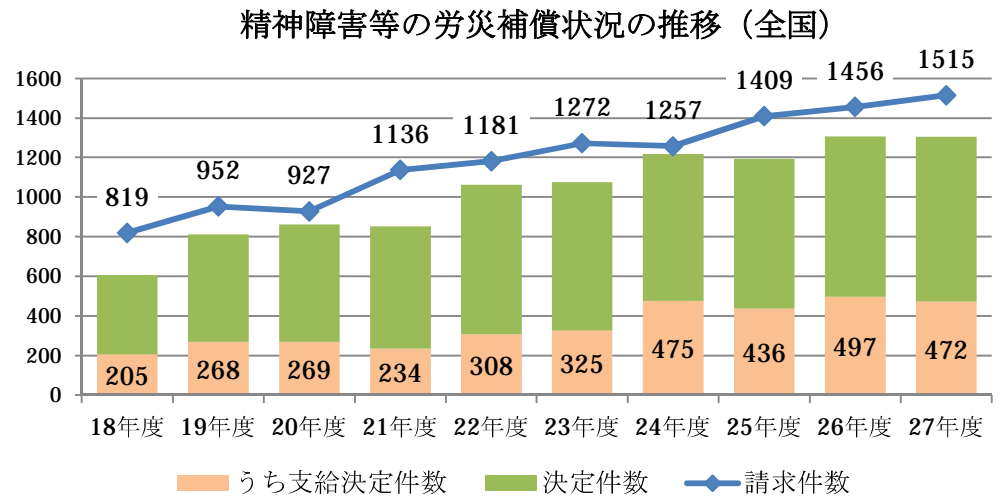
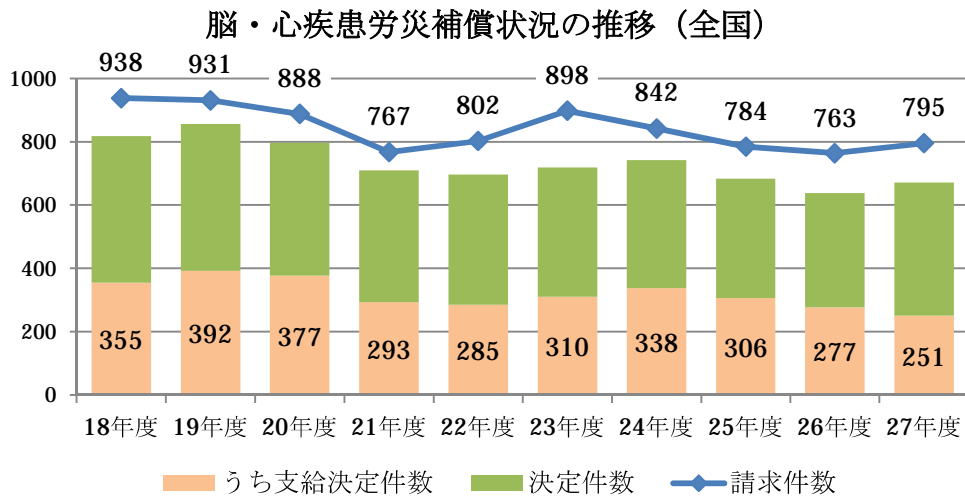
上記のグラフは、全国、愛媛県下、今治監督署管内の定期健康診断結果による有所見率（何らかの所見を有する者の割合）の推移及び平成27年の主要項目別有所見率を示したものです。

労働者の半数が何らかの所見を有している状況にあります。全国の有所見率は右肩上がりです。愛媛県下でも近年増加傾向にあります。当署管内では近年増減を繰り返している状況です。

項目別では、血中脂質（当署管内 32.8%）に所見がある者が多く、次いで血圧（同 13.1%）、肝機能（同 11.8%）となっています。当署管内では、血中脂質、聴力 4000hz、貧血が全国、県下を上回っています。

スローガンに有りますように、職場が一丸となって健康管理を進め、健康職場を目指して下さい。

脳・心臓疾患、精神障害による労災補償状況について



上記のグラフは、全国の「脳・心臓疾患」（左側）、「精神障害」（右側）に係る年度毎の「労災保険への「請求件数」」、「業務上外の決定を行った「決定件数」、「決定を行った件数のうち、業務上として認定し、労災保険給付を決定した「支給決定件数」の推移を示したものです。

「脳・心臓疾患」に係る労災「請求件数」は、平成23年度以降減少していましたが、昨年度は増加しています。「支給決定件数」は、前年度より減少しています。「精神障害」に係る労災「請求件数」は、右肩上がりです。昨年度は過去最高となりました。「支給決定件数」は、増減を繰り返していますが、増加傾向が伺えます。

業務による過重労働、過大なストレスが発症の原因となる疾病です。過重労働防止対策、メンタルヘルス対策を推進して下さい。

ストレスチェックの実施について

規模 50 人以上の事業場は、毎年 1 回ストレスチェックの実施が義務付けられました。（H27.12.1 施行）本年は 11 月末日までに実施する必要があります。

また、ストレスチェックの実施状況は所轄監督署に報告が必要です。

ストレスチェック制度等については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukyoku/anzeneisei12/>

化学物質に係るリスクアセスメントの実施について

労働安全衛生法の改正により一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、リスクアセスメントの実施が義務付けられました。（H28.6.1 施行）業種や規模にかかわらず、製造・取扱いを行う全ての事業場が対象です。

当該法改正については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html>

「労働災害増加警報」の発令について

本紙第 2 号でもお知らせしましたように、管内の労働災害が増加傾向にあり、3 年連続の増加が危惧される状況にあることから、「労働災害増加警報」を発令しました。今一度、自社の安全管理の点検をお願いします。

本警報については、以下のホームページをご覧ください。

http://ehime-roudoukyoku.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusyo_oshirase/imabar_kantoku.html